

三島市における空家等対策の推進に関する協定書

三島市（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の総合的な対策を推進することで、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、併せて空家等の有効活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）空家等の所有者等 空家等を所有し又は管理する者（相続人その他の空家等を管理すべき者を含む。）をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、空家等の所有者等から空家等の適切な管理及び空家等の有効活用に関する相談があった場合には、相互に連携・協力して対応するものとする。

- 2 甲は、空家等の所有者等から同意を得た場合には、乙に空家等に関する情報を提供するものとする。
- 3 乙は、有効活用の意向を示す空家等の所有者等に対して、前項により得た情報を基に事業提案等を行うことができるものとする。
- 4 乙は、甲から依頼があった場合には、甲が開催する空家等に関する相談会等に協力するものとする。
- 5 乙は、甲から依頼があった場合には、甲が空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定により組織する協議会に協力するものとする。
- 6 甲は、空家等の適切な管理及び空家等の有効活用に関する広報や啓発を実施するものとする。
- 7 乙は、甲が行う空家等に関する広報や啓発に協力するものとする。
- 8 乙は、前各項に掲げる取組事項について、乙の構成員等に周知等を行うものとする。

（情報の管理）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た情報については、善良な管理者の注意をもって管理し、前条に規定する取組事項の実施以外には使用しないものとする。

- 2 乙は、前項の規定を遵守するよう徹底するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日（※）までとする。

- 2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月26日

甲 三島市

三島市長

豊岡武士



乙 静岡県土地家屋調査士会

会長

赤堀一通



※元号の読替について

本協定書の作成時には新元号が施行されていません。

新元号の施行後は、本協定書中「平成33年3月31日」の「平成33年」は新元号に読替えてくださるようお願いいたします。